

連絡先 :

Ponti Partogi
Senior Partner
+62 21 2960 8888
ponti.partogi@bakermckenzie.com

Daru Hananto
Associate Partner
+62 21 2960 8568
daru.hananto@bakermckenzie.com

Irfan Pradana
Tax Specialist
+62 21 2960 8565
irfan.pradana@bakermckenzie.com

日本語でのお問い合わせ :

Yoko Inoue (井上 洋子)
+65 6434 2605
yoko.inoue@bakermckenzie.com

COVID-19: 最新税制優遇措置拡大

最新情報

インドネシア政府は、COVID-19により影響を受ける納税者に対する税制上の優遇措置を拡大した。財務省規則 No.44/PMK.03/2020 「**MOF 規則第 44 号**」の下で税制上の優遇措置を受ける資格のない一部の納税者についても、財務省規則 No.86/PMK.03/2020 「**MOF 規則第 86 号**」の下、税制上の優遇措置を享受できるようになる。MOF 規則第 44 号を取り消す MOF 規則第 86 号が 2020 年 7 月 16 日に発効している。

MOF 規則第 86 号に基づく優遇措置拡大の種類

以前の税制上優遇措置に関する規則（すなわち MOF 規則第 44 号）からの変更点は以下の通り。

税制優遇措置の対象となる業種 :

- 所得税第 21 条において、1189 の業種が現在、税制上の優遇措置を受ける権利を与えられた(以前は MOF 規則第 44 号の下で 1,062 業種)。
- 所得税第 22 条において、インドネシア政府は税制優遇措置の対象となる業種を 721 に拡大した(以前は MOF 規則第 44 号の下で 431 業種)。
- 所得税第 25 条において、インドネシア政府は税制優遇措置の対象となる業種を 1,013 に拡大した(以前は MOF 規則第 44 号の下で 846 業種)。
- 付加価値税については、税制上の優遇措置が適用される業種を 716 業種に拡大した(以前は MOF 規則第 44 号の下で 431)。

現在、税制上の優遇措置の対象となる追加の業種は、林業分野、大・小規模貿易 (小売)分野、専門サービス分野、飲料水産業分野、国内海上輸送分野、青果物加工産業分野、金融サービス分野、協同組合分野である。

税制優遇措置の適用期間の延長 :

MOF 規則第 44 号の下、既に税制優遇措置 (所得税第 21 条、所得税第 22 条、所得税第 25 条、付加価値税、中小企業向け最終課税) を享受している全ての納税者は、2020 年 12 月まで (以前は、2020 年 9 月まで) 優遇措置を引き続き享受できる。MOF 規則第 86 号に基づき、通知を再提出する必要はない。

税制上の優遇措置のための義務報告の簡素化 :

- 所得税第 21 条の優遇措置の届出は現在、本社が提出できる (以前は、本社と支店の両方にそれぞれ通知提出の義務があった)。
- 中小企業は現在、最終所得税の税制優遇措置を享受するために、実現報告書 (realization report) を提出するだけで足りる。(以前は、中小企業はステートメントレターが必要であった)。

考慮すべき事項

現在、殆どの納税者は当該税制優遇措置を享受できる可能性があり、以下の手続きを検討すべきである。

- 税制上の優遇措置が受けられる業種コードー (*Klasifikasi Lapangan Usaha/KLU*) のリストに貴社が含まれているかどうかを確認。
- 以前、MOF 規則第 44 号下で当該措置を利用する資格がなかった場合には、MOF 規則第 86 号に基づく届出書を提出することにより、当該措置の利用を申請。

MOF 規則第 86 号には経過規定がある。政府による税制優遇措置の拡充内容を十分に理解するためには、更なるアドバイスが必要かと思われる。MOF 規則第 86 号の下で提供される措置は、MOF 規則第 44 号の下で提供される措置と類似しているため、MOF 規則第 44 号に関する私どもの[以前のニュースレター](#)を参照されたい。

www.hhp.co.id

HHP Law Firm
Pacific Century Place, Level 35
Sudirman Central Business
District Lot. 10
Jl. Jenderal Sudirman Kav. 52-53
Jakarta 12190
Indonesia

電話 : +62 21 2960 8888
ファクス : +62 21 2960 8999

COVID-19 に関する情報については、ベーカーマッケンジーの「[Beyond COVID-19: Resilience, Recovery & Renewal \(リンク添付\)](#)」をご参照下さい。本サイトでは、世界中で発生した COVID-19 感染蔓延に関する法的問題について多様な情報を提供しています。

©2020 Hadiputranto, Hadinoto & Partners. All rights reserved. Hadiputranto, Hadinoto & Partners is a member firm of Baker & McKenzie International, a global law firm with member law firms around the world. In accordance with the common terminology used in professional service organizations, reference to a "partner" means a person who is a partner or equivalent in such a law firm. Similarly, reference to an "office" means an office of any such law firm.

This may qualify as "Attorney Advertising" requiring notice in some jurisdictions. Prior results do not guarantee similar outcomes.

This alert is provided as general information and does not constitute legal advice.